

(別表1)

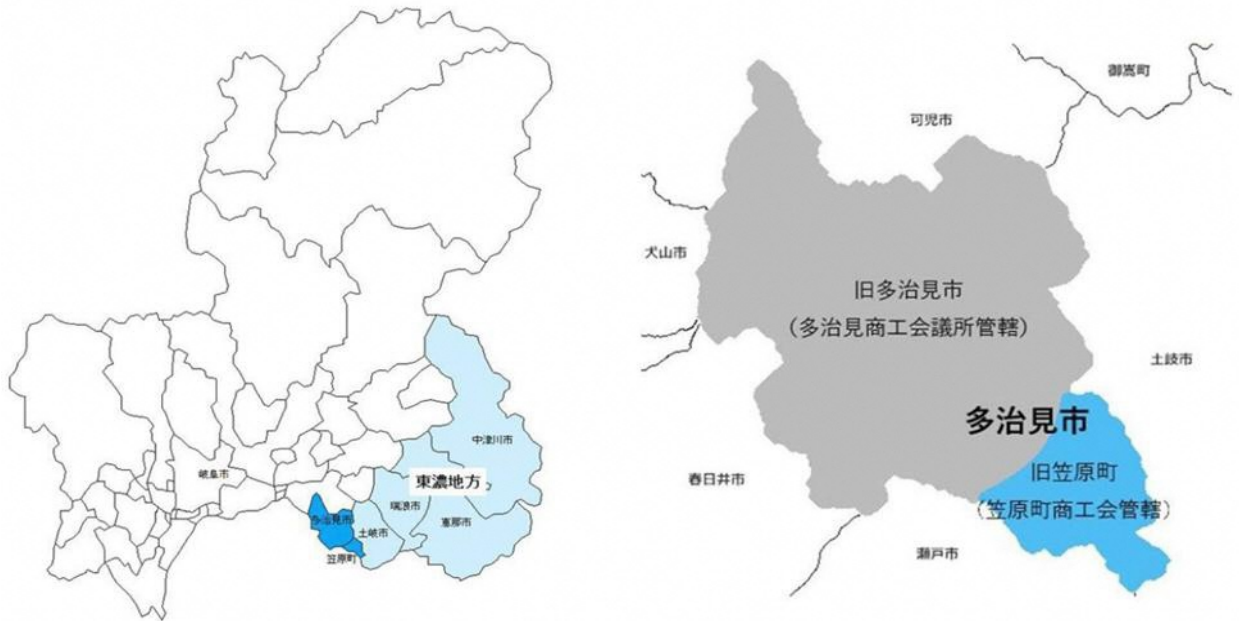
事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

多治見市の地形状況は、周辺を山や丘陵に囲まれた盆地地形であり、土岐川（庄内川）とその支川沿いの平地に市街地が広がっている。

多治見市は、平成18年1月に隣接する土岐郡笠原町と合併しており、市内には、旧多治見市を管轄区域とする多治見商工会議所、旧笠原町を管轄区域とする笠原町商工会が存在している。



多治見市の位置及び管轄区域

(1) 地域の災害リスク

(水害：ハザードマップ：第2期 多治見市国土強靱化地域計画)

【過去の被害】

昭和32年8月大雨による水害時には、市街地一帯において、床上浸水489戸、床下浸水4,669戸の被害が発生した。平成12年9月の豪雨災害では、2つの河川が流れ込む地域において床上浸水79棟、床下浸水52棟、商工業関係被害92件の被害が発生した。

また、平成23年9月の豪雨災害では、土岐川の水位が上昇し、平和町、前畑町、池田町等において床上浸水183棟、床下浸水439棟、全壊1棟等の被害が発生した。

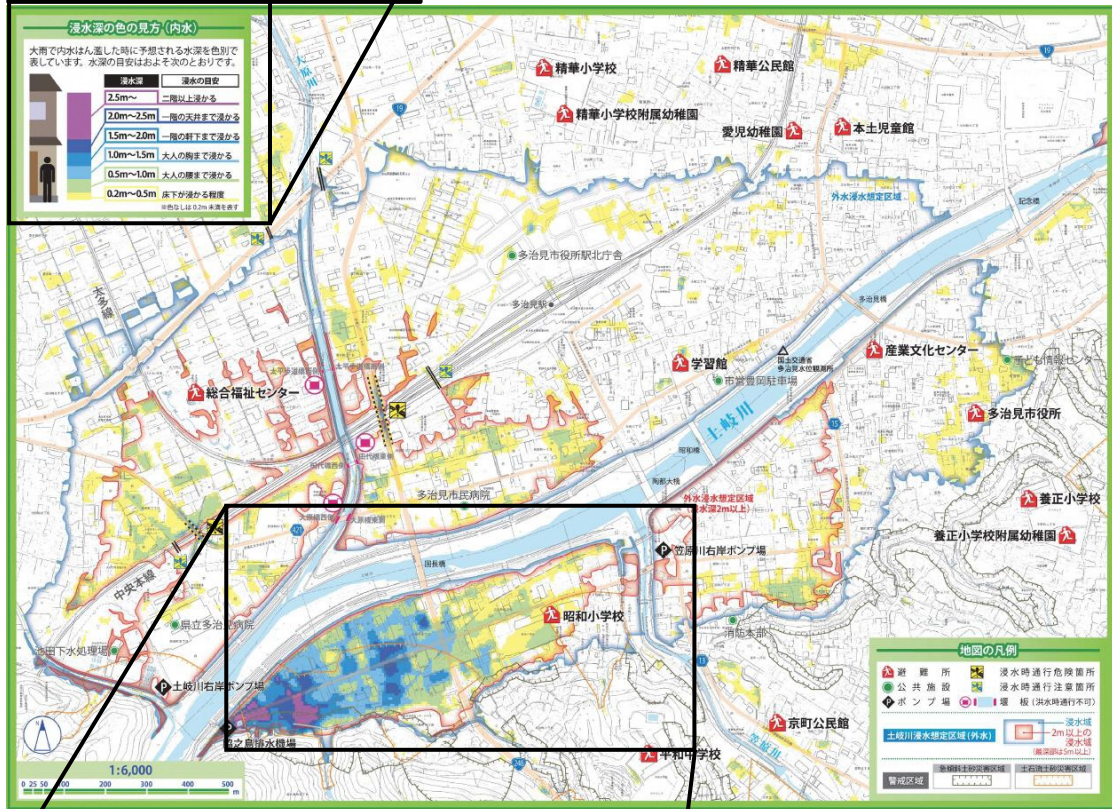
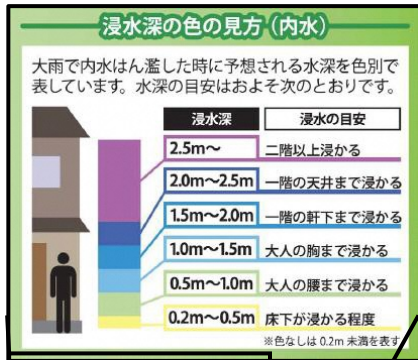
【想定される浸水被害】

近年、全国では集中豪雨等気候変動により、記録的な豪雨が頻発している。市街地への進行により雨水の流れ出る量が増え、浸水の危険性が高まっている。

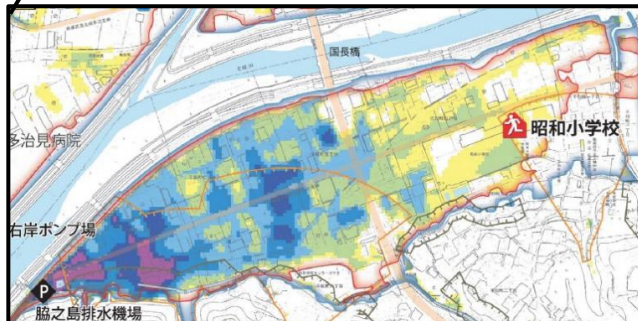
多治見市では、平成23年9月の台風15号の影響による豪雨の被害実績を根拠として、「多治見市内水ハザードマップ」を定めている。ハザードマップによると、24時間で305mm以上の雨量があると市街地において、2mを超える浸水が予想されている。特に土岐川（庄内川）に流れ込む大原川、笠原川の合流地点において2mを超える浸水が予想されている。さらに市街商業地区の多くで1m以上の浸水が予想されている。特に陶磁器卸売業が立地する平和町地区において、最大で5mの浸水被害が予想されている。

なお、平和町地区においては「土岐川左岸浸水対策事業」として平成23年度～平成30年度を整備期間として、被害軽減を目的とした対策が行われた。

【多治見市内水ハザードマップ】



【平和町拡大】



【多治見市市街地の断面形状】



(地震：第2期 多治見市国土強靱化地域計画：J-SHIS)

○海洋プレート型地震

記録が残されている多治見市の地震による大規模被害は、明治24(1891)年の濃尾地震(M8.4)のみである。最近では南海トラフ巨大地震が憂慮されており、こうした大規模地震が発生すれば、家屋が密集している市街地などでは大きな被害が想定される。また、危険物の貯蔵等に伴う災害により油導管や防油堤が損壊すれば、火災の拡大を助長させ、大火の危険も想定される。

①南海トラフ巨大地震

平成24年度に内閣府が実施した「南海トラフ巨大地震の被害想定」及び岐阜県が実施した「東海・東南海・南海地震等被害想定調査」が公表され、多治見市において想定される地震動、建物被害、人的被害等については下表のとおりである。

		被害状況等					
現象	地震動	震度6弱 岐阜県全域が震度5強以上の揺れに見舞われ、本市では震度6弱が予想される。					
	液状化	地震動の継続時間が長いことから、液状化判定の対象となる緩い地盤のほとんどの範囲において液状化が発生する可能性がある。					
被害等	建物被害		全壊		半壊		
		揺れ	269棟		2,344棟		
		液状化	932棟		1,434棟		
		合計	1,201棟		3,778棟		
	火災		午前5時	正午	午後6時		
		炎上出火件数	1件	—	—		
		残火出火件数	1件	—	—		
		焼失棟数	3棟	2棟	12棟		
		人的被害		午前5時	正午	午後6時	
			死者数	16人	6人	10人	
	負傷者数		500人	322人	315人		
	重症者数		29人	28人	23人		
		要救出者数	65人	38人	46人		
	避難者数	6,216人					
	帰宅困難者数	1,152人					

(出典：第2期 多治見市国土強靱化地域計画)

○内陸直下型地震

近年、地震断層が発見され、「最近の地質時代に活動した証拠があり、今後も繰り返し大地震を発生させる可能性がある」と判断される断層(「活断層」)が、地震発生と密接なかわりをもっていることが明らかになった。地震予知の点から活断層の存在は特に重要視されている。

市地域に影響をおよぼす地震を想定した場合の地震被害想定調査結果等及び岐阜県が実施した被害想定調査をもとに、主な断層(断層系地震、予想地震動、液状化、建物被害、人的被害等)予想される被害については、以下のとおりである。

①華立断層

華立断層は、市域の中央よりやや西側に北西から南東方向に全長 10 kmほど続く断層であり、確実度 I (※1)・活動度 B (※2) に属する活断層である。この断層が地震を引き起こした場合、多治見市は直下型地震に襲われ、下表のような被害が想定される。

- ※1 断層の位置、ずれの向きがともに明確で地形的特徴から活断層であることが確実なもの
- ※2 長期間にわたる活断層の平均的なずれの速さ。平均変位速度。1000 年あたりの平均変位速度により活動度が大きく 3 つに分類される。

活動度 A：1000 年あたりの平均的なずれの量が 1 m 以上 10m 未満の活断層
 活動度 B：1000 年あたりの平均的なずれの量が 0.1m 以上 1 m 未満の活断層
 活動度 C：1000 年あたりの平均的なずれの量が 0.01m 以上 0.1m 未満の活断層
 (注釈の出典：『新版日本の活断層』(活断層研究会編))

②笠原断層

笠原断層は、多治見市の南端部に位置し西南西から東北東に全長 16 kmほど続く断層であり、確実度 I・活動度 B-C に属する活断層である。この断層が地震を引き起こした場合、多治見市は直下型地震に襲われ、下表のような被害が想定される。



			華立断層	笠原断層	
現象	地震動		5 強～6 強	5 弱～6 弱	
	液状化		市街地や市之倉ハイランド、ホワイトタウンに発生する可能性が高い。	市之倉ハイランドや市之倉町、滝呂団地で可能性が高い。市街地への影響は比較的低い。	
被害等	建物被害	全壊	全壊棟数	2,207 棟	606 棟
			全壊率	5.10%	1.40%
		半壊	半壊棟数	3,753 棟	1,942 棟
			半壊率	8.68%	4.49%
	火災	出火件数	4～23 箇所	2～12 箇所	
		延焼	1～18 箇所	0～7 箇所	
	人的被害	死亡者	27～182 人	12～67 人	
負傷者		3,387～4,059 人	2,336～2,938 人		
避難者		4,858～5,828 人	1,034～1,933 人		
その他の被害	道路 橋梁 鉄道 ライフライン その他	3 路線 被害なし 10 箇所 市東側で被害大	1 路線 被害なし 9 箇所 市東側で被害大		

(出典：第 2 期 多治見市国土強靱化地域計画)

(新型コロナウイルス感染症：多治見市新型インフルエンザ等対策行動計画)

新型コロナウイルス感染症とは、「新型コロナウイルス感染症のように未だワクチン等の予防策や有効な治療方法が開発されていない段階にある感染症の総称」であり、日常生活において私たちの行動を変えなければならぬほどのリスクがある感染症を前提としている。

2020年より世界的に蔓延した新型コロナウイルス感染症は、国民の大部分が免疫を獲得しておらず、多治見市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

例えば新型インフルエンザのように、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとはウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより発生し、ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

以下は多治見市の新型インフルエンザの被害想定である。

【新型インフルエンザ被害想定】

項目		多治見市	岐阜県	全国
流行期間		約 8 週間		
患者（人口の 25%）		約 2 万 8 千人	約 52 万人	約 3,200 万人
受診者数 （人口の約 1～2 割）		約 1 万 6 千人 ～約 2 万 1 千人	約 20 万人～ 約 40 万人	約 1,300 万人 ～約 2,500 万人
中程度※1 （致死率 0.53%）	入院患者 （1 日あたり最大）	約 450 人 （約 90 人）	約 8,600 人 （約 1,600 人）	約 53 万人 （約 10.1 万人）
	死亡者数	約 150 人	約 2,800 人	約 17 万人
重度※2 （致死率 2.0%）	入院患者 （1 日あたり最大）	約 1,750 人 （約 350 人）	約 32,500 人 （約 6,500 人）	約 200 万人 （約 39.9 万人）
	死亡者数	約 560 人	約 10,400 人	約 64 万人
従業員の欠勤率の想定		最大 40%程度		

※1 アジアインフルエンザ並み

※2 スペインインフルエンザ並み

（出典：多治見市新型インフルエンザ等対策行動計画）

(2) 商工業者の状況

多治見市は安土桃山時代から続く「美濃焼」の産地として長らく陶磁器産業を基幹産業として発展した。そのため、窯業関係の事業所が多く存在し、全国的にも有数な産地となっている。

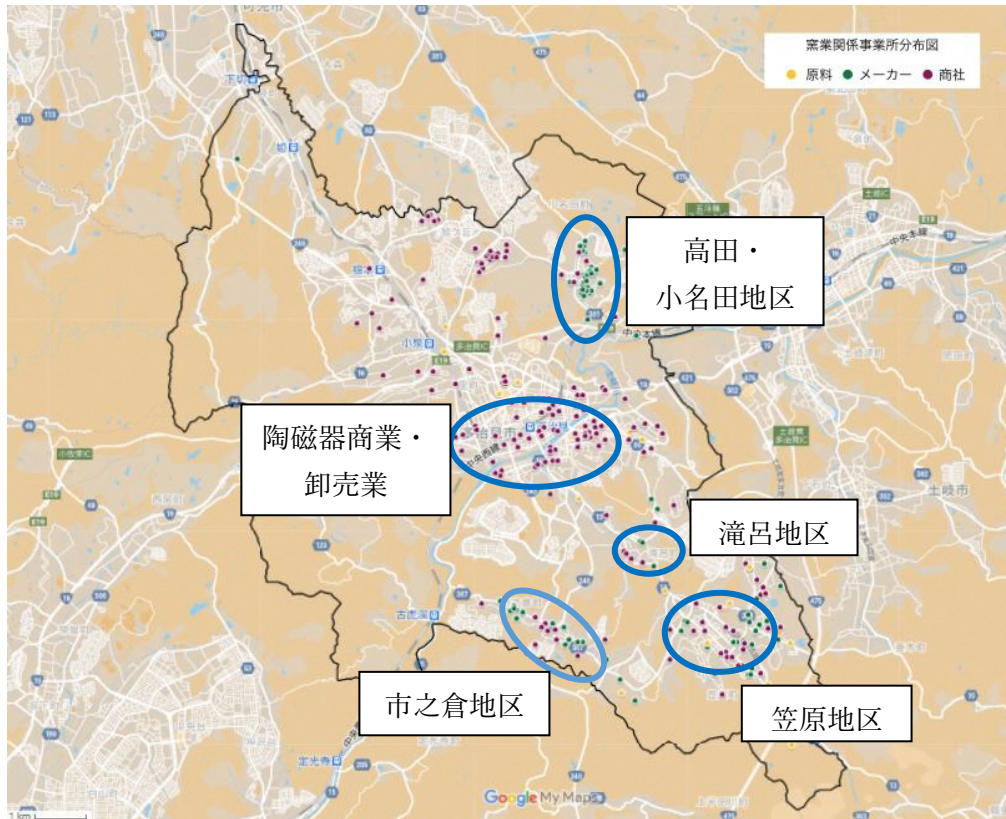
窯業は大きく分類すると「原料」「メーカー」「商社」の事業に分類でき、それぞれの組合が存在している。

陶磁器メーカーは、多治見市南部の笠原地区、市之倉地区、滝呂地区、北東部の高田・小名田地区の 4 地区に集積されている。また、陶磁器商業・卸売業の事業者は、市内中心地に多く集まっている。

市内の陶磁器産業は 1990 年にピークを迎え、低価格の海外製品の普及等に押されて、現在の出荷額はピーク時の 1/4 にまで減少している。

平成 19 年 8 月に陶磁器産業の衰退に伴い閉山した市内の粘土鉱山跡地を活用した大型工業団地を郊外において開発し、トヨタ自動車やアマゾンジャパンをはじめ多くの企業誘致が行われている。

以下は、陶磁器・タイルの各組合に所属する事業所の分布図を示したものである。



※（組合員名簿を基に Google マップ上に所在地を示したもの）

(多治見商工会議所地区)

・ 商工業者等数 3,673 事業所 ・ 小規模事業者数 2,759 事業所

業 種	事業所数 (件)	小規模事業者数 (件)
農林漁業	6	4
鉱業, 採石業, 砂利採取業	3	2
建設業	404	383
製造業	432	374
電気・ガス・熱供給・水道業	7	5
情報通信業	40	31
運輸業, 郵便業	85	53
卸売業, 小売業	1,070	643
金融業, 保険業	101	89
不動産業, 物品賃貸業	220	204
学術研究, 専門・技術サービス業	201	151
宿泊業, 飲食サービス業	376	236
生活関連サービス業, 娯楽業	353	306
教育, 学習支援業	117	97
医療, 福祉	83	80
複合サービス事業	16	11
サービス業 (他に分類されないもの)	159	90
計	3,673	2,759

(出典:「令和3年度経済センサス活動調査」を基に岐阜県が加工したものを参照)

(笠原町商工会地区)

・商工業者等数 480 事業所 ・小規模事業者数 400 事業所

業 種	事業所数 (件)	小規模事業者数 (件)
農林漁業	0	0
鉱業, 採石業, 砂利採取業	0	0
建設業	54	54
製造業	162	142
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0
情報通信業	0	0
運輸業, 郵便業	20	15
卸売業, 小売業	118	74
金融業, 保険業	5	5
不動産業, 物品賃貸業	16	16
学術研究, 専門・技術サービス業	10	6
宿泊業, 飲食サービス業	25	23
生活関連サービス業, 娯楽業	28	26
教育, 学習支援業	13	13
医療, 福祉	11	11
複合サービス事業	1	1
サービス業 (他に分類されないもの)	17	14
計	480	400

(出典:「令和3年度経済センサス活動調査」を基に岐阜県が加工したものを参照)

(3) これまでの取り組み

1) 多治見市の取り組み

①地域防災計画等の策定

多治見市では地域防災計画等を策定しており、内容は以下のとおり

種 類	内 容	策定年
多治見市地域防災計画	市内地域における大規模災害に対処するため、予防対策、応急対策及び復旧・復興対策について、国、県等の防災関係機関及び市民、企業等の自助・共助に基づく防災活動を含めた総合的かつ計画的な防災対策を定め、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するために策定	昭和37年 令和7年5月改訂
多治見市国土強靱化地域計画	災害の規模・態様にかかわらず、あらゆる災害等を想定しながら、「起きてはならない最悪の事態」をもたらす恐れがある「脆弱性」を減らすため、事前に取り組むべき施策を進めるために策定	令和2年3月 令和6年3月改訂
多治見市新型インフルエンザ等対策行動計画	新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図ることにより、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにするために策定	平成26年7月

②防災訓練の実施

多治見市では各種防災訓練を実施している。内容は以下のとおり

種 類	内 容	実施状況
総合防災訓練	市内をはじめとする近隣の防災関係機関と連携する「公助」の訓練のため、さまざまな防災関係機関を対象に実施 ※一般見学可	年1回実施 (直近では令和7年9月13日に実施)
地域防災訓練	市内の各地域で、家族や自治会・校区の方と協力する「自助」、「共助」のため、一般市民を対象に消火器取り扱い訓練や防災講話を実施	年複数回実施
消防訓練	火災が発生した際に、自衛消防活動により、迅速かつ的確に人命の保護と災害の拡大防止措置が図れるよう、市職員及び施設使用団体等の職員を対象に実施	年1回実施

③防災備品の備蓄

多治見市は、市内59箇所の防災倉庫において以下のとおり災害備品の計画数を定め備蓄を行っている。

主 な 備 蓄 品
主食、給水袋、浄水器、移動式炊飯器、毛布、石油ストーブ、簡易トイレ、自家発電機、投光器、コードリール、燃料タンク、タオル、医薬品セット等

2) 多治見商工会議所・笠原町商工会の取組

(多治見商工会議所)

①事業者BCPに関する国の施策の周知

災害発生時への備えの必要性の認識・理解を推進するため、中小企業基盤整備機構発行のリーフレットの配布により普及啓発・周知を行っている。

また、巡回・窓口相談時に小規模事業者に対して、関係資料の配布・周知も行っている。

②事業者BCP策定セミナーの開催

当所主催の小規模事業者向けBCP策定セミナーを関係機関や損害保険会社等と連携し年1回程度実施しており、特に事業継続力強化計画策定の必要性を訴える内容になっている。(直近では令和6年9月12日に開催：参加者6名、内管轄内3名)

③損害保険への加入促進

日本商工会議所の商工会議所会員向け保険を取り扱い、ビジネス総合保険制度、業務災害補償プラン、休業補償プラン、中小企業海外PL保険制度について各損害保険会社と業務提携し、制度運営・普及の促進を行っている。

④支援スキル向上の取組

岐阜県下商工会議所の経営支援員を対象とした事業者BCPに関する研修会に参加し、支援スキルの向上に努めている。(令和7年7月29日に開催：計1名)

⑤防災備品の備蓄

救護用品・ヘルメット・懐中電灯・常備薬を常備しており、随時整備している。

(笠原町商工会)

①事業者BCPに関する国の施策の周知

管内の中小・小規模事業者に対し、巡回時や会議等で事業者BCP普及と防災意識の啓発に向けた関係書類の配布・周知活動を行っている。

②損害保険への加入推進

全国商工会連合会ではビジネス総合保険、業務災害保険、海外PL保険制度について各損

害保険会社と業務提携し運営、普及活動を行っている。

③支援スキル向上の取組

岐阜県商工会連合会による職員向けのBCP策定研修に参加し、支援スキルの向上を図った。(令和7年8月29日開催：2名参加)

④防災訓練への参加

年に2回笠原町中央公民館主催による防災訓練に参加している。(直近では、令和7年7月17日に実施)

⑤事業者BCPセミナーの開催

自然災害に関するリスクの周知と発災後に早期事業復帰をすることを目的とした計画策定の内容として、多治見市、多治見商工会議所と共催でセミナーを開催した。(直近では令和6年9月12日に開催：参加者6名、内管轄内3名)

⑥防災備蓄の整備

備蓄品として、ヘルメット、ポータブル電源、懐中電灯、常備薬等の整備を行った。

(両者共通)

多治見市・多治見商工会議所・笠原町商工会の3者にて、地域経済情報交換会と題し、定期的な会議を実施している。議題として事業者BCPの啓発等、当計画関連の議事を取り上げている。このような連携体制を構築しており、今後も継続・強化する。

II 課題

(1) 事業者の防災・減災対策について

小規模企業白書によると、自身の加入している損害保険・共済について補償内容の把握を行っている中小企業・小規模事業者が約4割にとどまるなど、従業員規模が小さい事業者ほどBCPの策定率が低く、認知率も低い。

また、中小企業庁のホームページにおいて公表されている令和7年9月末日時点での事業継続力強化計画認定件数は87,667件(岐阜県全体では1,815件)であるが、多治見市内の企業の認定件数は36件(令和7年11月17日時点)となっている。

多治見市では、陶磁器産業集積地で土砂災害や浸水の被害想定がされているが、防災・減災に対する問題意識が十分でなく関心が低いことと、ノウハウがなく具体的に何から取りかかればよいか分からない事業者が多い状況であるといえる。

(2) 多治見商工会議所・笠原町商工会の支援体制について

事業継続力強化支援を進めるにあたり、保険・共済等の自然災害の影響を軽減するための取組や事業者BCP等の策定など、防災・減災対策に関する知識やノウハウ等が不足しており、効果的な事業者支援を行うための人員が十分でない。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するための知識が不足している。

(3) 多治見市と多治見商工会議所・笠原町商工会の連携体制について

多治見市・多治見商工会議所・笠原町商工会の3者にて、地域経済情報交換会を実施している。当計画の遂行のため、連携体制を継続・強化すること、計画遂行し即した具体的な連携を行うことが課題である。

III 目標

多治見市国土強靱化地域計画に基づき、今にでも発生し得る大規模自然災害・新型コロナウイルス等に備えた事前防災や事後の早期復旧等の対策について、多治見市、多治見商工会議所、笠原町商工会が連携し中小企業等の事業継続に対する取組を支援する。特に、管内小規模事業者に対して「いかなる大規模自然災害が発生しても、経済活動を機能不全に陥らせない」ことを目標とした事業継続力強化のため次の取組を行う。

(1) 管内小規模事業者への事業継続力強化計画策定支援の強化

巡回窓口相談時や普及啓発セミナーの開催等により、自然災害や感染症等のリスクを認識させ、事前対策の必要性を周知するとともに、専門家や損害保険会社等と連携による個別支援の体制を構築し、小規模事業者の事業継続力強化計画作成支援を強化する。あわせて、事業継続力強化計画作成後には、取組状況の確認等のフォローアップを行う。

(目標件数)

1. 事業継続力強化支援巡回窓口相談件数	多治見商工会議所 笠原町商工会	年：30件 年：10件
2. 事業継続力強化計画策定セミナーの開催（共催）		年：1回
3. 事業継続力強化計画作成支援事業者数	多治見商工会議所 笠原町商工会	年：10事業者 年：5事業者
4. 事業継続力強化計画作成事業者数	多治見商工会議所 笠原町商工会	年：5事業者 年：2事業者
5. 事業継続力強化計画作成後のフォローアップ件数 (2年目以降)	多治見商工会議所 笠原町商工会	年：5事業者 年：2事業者

(2) 多治見商工会議所・笠原町商工会の支援体制の整備

自然災害・新型コロナウイルスなどに対する事業継続支援スキルの向上のために、経営支援員・業務支援員に他団体主催のBCPセミナー等への積極的な参加を促すほか、定期的に多治見商工会議所・笠原町商工会および多治見市も交え、情報交換会を開催し支援体制を充実させる。また専門家を交えた研修を実施することで、より効果的な支援を実行できる体制を整備する。

また、事業者の事業継続を支援するに当たって、自然災害・新型コロナウイルス発生時には商工会議所・商工会活動の早期復旧を図る必要がある。そのためには、商工会議所・商工会自身のBCPの継続的かつ着実な遂行が必要である。

(目標件数)

1. 職員勉強会（二者間経営支援員情報交換会） 年2回
2. 商工会議所・商工会BCPの定期的なブラッシュアップ 年1回

(3) 速やかな応急・復興支援策を行うための連携体制について

当計画の過去策定や、中部経済産業局・岐阜県による連絡体制整備により、連携体制を構築することが出来た。今後、発災時における連絡体制を円滑に行うためには、多治見市、多治見商工会議所・笠原町商工会との間における被害情報報告ルートについて、訓練および整備を継続して行うことが必要である。

(目標件数)

1. 被害情報報告訓練 年1回

※その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに岐阜県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和8年4月1日 ～ 令和13年3月31日

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

多治見市と多治見商工会議所・笠原町商工会との役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

「多治見市地域防災計画」で掲げられているとおり、多治見商工会議所・笠原町商工会の防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱について、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

管内小規模事業者に対するBCP計画の必要性について普及・啓発を目的として、多治見商工会議所と笠原町商工会は、次の事業毎に目標数を定め、それぞれの目標達成に向けた取組を行う。

後述する多治見市・多治見商工会議所・笠原町商工会の三者の地域経済情報交換会において、状況の確認と次年度に向けた改善を検討する。

① 広報等による啓発活動

多治見市のハザードマップをそれぞれの事務所に掲示するほか、会報や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、自然災害や感染症等のリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む事業者の紹介等を行う。

また、新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。

② ハザードマップによるリスクの周知

経営支援員等が巡回窓口相談時において管内小規模事業者に対し、ハザードマップ等を用いながら、それぞれの事業所の立地場所における自然災害等のリスク、避難所、緊急医療機関等の連絡先等について確認することによって、いざという時の備えなど防災への意識を高める。

また、当地域で浸水・土砂・地震など複合的な被害が想定されることの理解を深めるため、「かさねるハザードマップ」を用い、複数の災害リスクについて想定をすることについて周知する。

③ リスクチェックシートによる簡易診断の実施

リスク管理状況を簡易的に診断できるチェックシートを作成し、チェックシートを利用した診断を実施するとともに、リスクを軽減するための取組や対策を提案する。

④ 事業継続力強化計画策定に関する支援

小規模事業者に対し、事業者BCP（簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効率的な訓練等についての助言を行う。

策定支援にあたっては、浸水・土砂・地震など複合的な災害リスクが市内全域に想定されることを踏まえ、特定業種や地域に限定せず幅広く周知を行う。

○事業継続力強化計画策定支援研修（職員）

職員を対象としたリスクマネジメント基礎研修、管内の自然災害や感染症等リスク、小規模事業者向けBCP（事業継続力強化計画）の作成などのスキルを習得する。

○事業継続力強化計画策定セミナー（小規模事業者）

自社のリスク診断のほか、専門家講師により、独自のマニュアル等を用いたワークショップなど演習型の事業継続力強化計画策定のセミナーを実施する。

（ア）事業継続力強化計画策定ワークショップ（2時間開催、20名参加を想定）

- a. 事業継続力強化計画について
- b. 事業継続力強化計画の策定（ワークショップ）
- c. 事業継続力強化に向けた今後の取組
- d. 個別相談会（策定した計画のブラッシュアップ）（1事業所あたり1時間、5事業所を想定）

○個別支援（小規模事業者）

セミナー参加者に対するセミナー終了後の事業継続力強化計画策定のアドバイス補足支援やセミナー参加者以外でも事業継続力強化計画策定を進めている事業者に対する支援を個別に行うとともに、リスク診断の結果を踏まえたリスクを軽減するための対策を提案する。

⑤リスク軽減のための保険商品提案の実施

必要に応じて損害保険会社の職員同行を依頼し、管内の小規模事業者に災害時の利用できる保険商品等の説明を行う。

2) 多治見商工会議所・笠原町商工会自身の事業継続計画のブラッシュアップ

（多治見商工会議所）

令和5年11月17日作成済、1年サイクルで計画更新を行う。（別添）

（笠原町商工会）

令和2年9月1日作成済、1年サイクルで計画更新を行う。（別添）

3) 関係団体等との連携

損害保険会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業所以外も対象とする普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。また、市内金融機関や各種事業組合等への普及啓発ポスター掲示やリーフレット等の備え付けを依頼するほか、共催によるセミナー等を実施する。

4) フォローアップ

①セミナー参加事業者や巡回窓口相談時において策定支援を行った事業者の進捗状況及び取組状況の確認を実施。計画未完成事業者には作成支援、計画作成事業者には計画実行支援及び計画更新支援を実施する。

また、事業者BCPの啓発を行ったが、計画等未作成の事業者に対して再度周知を行う。

②地域経済情報交換会（構成員：多治見市、多治見商工会議所・笠原町商工会）を開催し、事業者BCPの普及啓発および支援計画の連携体制を議題とし、状況確認や改善点等について協議する。（年2回議題提出）

③事業継続計画について改訂すべき事項が生じた場合、多治見商工会議所・笠原町商工会で再協議を行い、その都度計画の見直しを実施する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

発災時における連絡体制を円滑に行うため、多治見市・多治見商工会議所・笠原町商工会との間における被害情報報告ルートについて、訓練および整備を年1回実施する。

< 2. 発災後の対策 >

災害発災時には、人命救助を第一として、その上で次の手順で地区内の被害状況を把握し、応急対応方針の決定をはじめ、関係機関への連絡等の対策を進めることとする。

1) 応急対策の実施可否の確認

【自然災害】

発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。その際に①本人・家族の被災状況、②近隣の家屋や道路に関する大まかな被害状況、③出勤できる状況かどうかについて、できる限り情報収集を図る。(安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を多治見市と多治見商工会議所・笠原町商工会で共有する。)

■安否確認の方法

団体名	対象者：目標時間、手段
多治見市商工観光課	職員：発災後1時間以内、緊急連絡網
多治見商工会議所	職員：発災後1時間以内、SNS 正副会頭：3時間以内、携帯電話 議員：1日以内、電話 会員：2日以内、地区ごとの安否を確認
笠原町商工会	職員：発災後1時間以内、SNS 正副会長：3時間以内、携帯電話 理事：1日以内、電話 会員：2日以内、地区ごとの安否を確認

発災後2時間以内に多治見商工会議所・笠原町商工会と多治見市で安否確認結果や大まかな被害状況等を下表のとおり共有することとし、連絡方法については、事務所の固定電話または個人の携帯電話とする。

■安否確認結果の連絡窓口

団体名	連絡窓口	
	第1順位	第2順位
多治見市商工観光課	商工観光課長	企業支援グループリーダー
多治見商工会議所	専務理事	事務局長
笠原町商工会	事務局長	法定経営指導員

【国内感染症】

①国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。

②感染症流行や新型インフルエンザ等、特別措置法第32条に基づき政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、多治見市で取りまとめた「多治見市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、感染症対策本部を中心に対応を行い、必要な情報の把握と提供・共有を行う。

■連絡調整窓口

団体名	連絡窓口	
	第1順位	第2順位
多治見市商工観光課	商工観光課長	企業支援グループリーダー
多治見商工会議所	専務理事	事務局長
笠原町商工会	事務局長	法定経営指導員

2) 応急対策の方針決定

①多治見商工会議所専務理事・笠原町商工会事務局長と多治見市商工観光課長との間で、職員の被災状況や近隣の大まかな被害状況を元に、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤せず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。

②職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。

③大まかな被害状況を確認し、被災後1日以内に情報共有する。

■被害規模の目安と想定する応急対応内容

被害規模	被害の状況	想定する応急対策の内容
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。 	<ul style="list-style-type: none"> ①緊急相談窓口の設置・相談業務 ②被害調査・経営課題の把握業務 ③復興支援策を活用するための支援業務
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 	<ul style="list-style-type: none"> ①緊急相談窓口の設置・相談業務 ②被害調査・経営課題の把握業務
ほぼ被害がない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。 	特に行わない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

④本計画により、多治見商工会議所・笠原町商工会と多治見市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

期 間	間 隔
発災後～1週間	1日に3回（10時、13時、16時）共有する
1週間～2週間	1日に2回（10時、15時）共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回（10時）共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

①自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行う。その報告・指揮命令は、国通達「中小企業関係被害状況報告要領」に基づき行う。
※後述の（■被害情報の報告の流れ）を参照。

②二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決定する。

③多治見商工会議所・笠原町商工会と多治見市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、以下のフローを元を実施する。

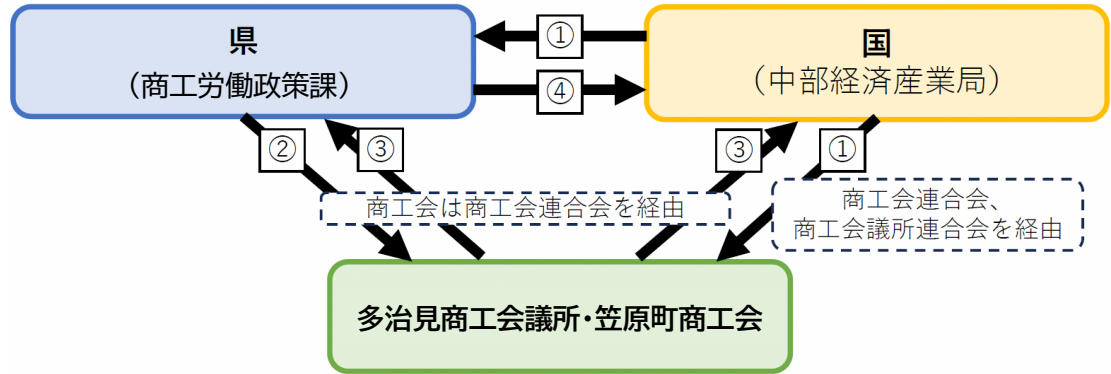
①	<p>管轄地域を区分し、区分地域ごとの主要な事業者へ電話連絡を行い、おおまかな被害状況を把握する。なお、多治見商工会議所の管轄地域は笠原町を除く小学校の通学区域によって区分する。</p>
	<p>【多治見商工会議所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養正小学校区 山吹町1丁目～3丁目 東町1丁目～4丁目 生田町1丁目～6丁目 下沢町1丁目～4丁目（4丁目31を除く） 坂上町1丁目～10丁目 美坂町1丁目～8丁目 本町5丁目～8丁目 上町1丁目～4丁目 新富町1丁目～2丁目 中町 明治町1丁目～2丁目 小路町 日ノ出町1丁目～2丁目 常盤町 山下町 窯町 奥川町 神楽町 広小路4丁目 星ヶ台1丁目～4丁目 元町1丁目～4丁目 陶元町 平野町1丁目～4丁目 大畑町1丁目（312の5～312の82） 大畑町4丁目2の7 ・精華小学校区 小田町1丁目～6丁目 緑ヶ丘 弁天町1丁目～4丁目 上山町1丁目～2丁目 宮前町1丁目～2丁目 大正町1丁目～3丁目 大日町 虎溪町1丁目～2丁目 豊岡町1丁目～3丁目 本町2丁目1・56・70 本町3丁目～4丁目 虎溪山町1丁目～6丁目 虎溪山町7丁目（1～11を除く） 上野町1丁目～5丁目 精華町 十九田町1丁目～2丁目 住吉町1丁目～7丁目 音羽町1丁目～5丁目（2丁目79の1、79の3、79の7、79の16を除く） 若松町1丁目～4丁目 金岡町1丁目～5丁目 長瀬町 光ヶ丘1丁目～5丁目 白山町1丁目～5丁目 西坂町1丁目～5丁目 ・共栄小学校区 虎溪山町7丁目1～11 東栄町1丁目～5丁目 高田町1丁目～11丁目 高田町東山、白粉、岩曾根、長湫、岩ヶ峠、信濃柿 小名田町1丁目～6丁目 小名田町西山、西ヶ洞（1を除く）、草ノ頭、可児郷、東谷、悪洞、野田内、別山、岩ヶ根、大石原、絵図ヶ峯 東山1丁目～3丁目 ・昭和小学校区 新町1丁目～2丁目 金山町 末広町 青木町 広小路1丁目～3丁目 昭和町 御幸町1丁目～3丁目 錦町1丁目～4丁目 三笠町1丁目～4丁目 京町1丁目～6丁目 大畑町1丁目～7丁目（1丁目312の5～312の82・4丁目2の7を除く） 大畑町西仲根、大洞、赤松、平和町1丁目～8丁目 本町1丁目～2丁目（2丁目1、56、70を除く） 栄町1丁目～3丁目 田代町1丁目～3丁目 前畑町1丁目～3丁目 脇之島町1丁目～2丁目 3丁目（6～8、13～15を除く） 5丁目（7、21～26、31～40を除く） 6丁目（22、23、27、29～71、90、91、93～117を除く） 8丁目（1～3、5～8、11～14、17～20、51～55、58～61、74、76～87、96、97、99、102～104、111、117～121、125を除く） 音羽町2丁目79の1、79の3、79の7、79の16

	<ul style="list-style-type: none"> ・小泉小学校区 幸町1丁目～8丁目 小泉町1丁目～8丁目 大原町1丁目～11丁目 大沢町1丁目～2丁目 美山町 平井町1丁目～6丁目 赤坂町1丁目～9丁目 宝町1丁目～12丁目 明和町1丁目(9を除く) 明和町2丁目(71、72) 昭栄町(83～88、90、98) ・池田小学校区 太平町1丁目～6丁目 喜多町1丁目～10丁目 池田町1丁目～10丁目 前畑町4丁目～5丁目 月見町1丁目～3丁目 富士見町1丁目～5丁目 廿原町 三の倉町 諏訪町 ・市之倉小学校区 市之倉町1丁目～13丁目 ・滝呂小学校区 滝呂町1丁目～17丁目 下沢町4丁目 31 ・南姫小学校区 姫町1丁目～7丁目 大藪町 大針町 北小木町 ・根本小学校区 高根町1丁目～4丁目 松坂町1丁目～5丁目 北丘町1丁目～8丁目 昭栄町(83～88、90、98を除く) 西山町1丁目～4丁目 根本町1丁目～12丁目 明和町1丁目(9) 明和町2丁目(71、72を除く) 明和町3丁目(26～33を除く) 旭ヶ丘1丁目～6丁目 旭ヶ丘7丁目(16の2～16の51、16の54～16の70を除く) 旭ヶ丘8丁目(29の1、29の3～29の355、30の2～30の13、31の19～31の55を除く) 旭ヶ丘9丁目 ・北栄小学校区 旭ヶ丘7丁目(16の2～16の51、16の54～16の70) 旭ヶ丘8丁目(29の1、29の3～29の355、30の2～30の13、31の19～31の55) 旭ヶ丘10丁目 明和町3丁目(26～33) 明和町4丁目～6丁目 小名田町7丁目 小名田町西ヶ洞(1)、小滝 希望ヶ丘1丁目～4丁目 ・脇之島小学校区 脇之島町3丁目(6～8、13～15) 4丁目 5丁目(7、21～26、31～40) 6丁目(22、23、27、29～71、90、91、93～117) 7丁目 8丁目(1～3、5～8、11～14、17～20、51～55、58～61、74、76～87、96、97、99、102～104、111、117～121、125)
	<p>【笠原町商工会】 ・音羽 ・栄 ・上原 ・向島 ・神戸 ・富士 ・釜 ・平園</p>
②	被害情報のある地域について、個別企業の被害情報を収集する。
③	個別企業の被害額について、被害物件の内容・規模、購入価額・帳簿残存価額等のおおまかなヒアリングにより、情報収集をする。
<p>④多治見商工会議所・笠原町商工会と多治見市が共有した情報を、県の指定する方法にて、多治見商工会議所・笠原町商工会又は多治見市より県の商工担当部署へ報告する。</p> <p>⑤多治見商工会議所と笠原町商工会との情報共有については、SNS を活用し経営支援員間で行う。</p>	

■被害情報の報告の流れ

【初動対応】

- ・経済被害の規模感を把握し、国が「激甚調査」の可否を判断するための調査
- ・地震の場合は、震度5弱以上の地震発生時を目安に調査を実施



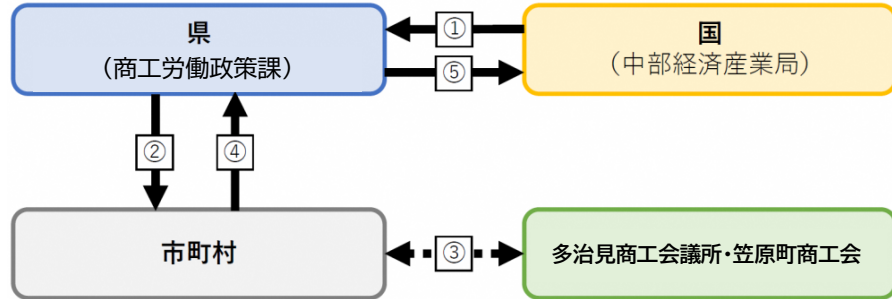
	発災からの目安	対応事項
①	発災前（事前）、 発災後すみやかに	・国から県、商工会連合会・商工会議所連合会に対し、初動調査を依頼 （商工会連合会は各商工会、商工会議所連合会は各会議所へ連絡）
②	発災前（事前）、 発災後すみやかに	・県から商工会連合会・各商工会議所に対し、あらためて初動調査を依頼 （商工会連合会は、必要に応じて各商工会へ連絡）
③	発災後 24 時間以内	・各商工会・商工会議所から管内企業への調査（聞き取り等）を行い、その結果を、国・県へ報告（商工会は商工会連合会を經由して報告） ※報告様式は任意
④	覚知後すみやかに	・商工会連合会・商工会議所連合会からの報告等により覚知した被害情報を取りまとめ、国へ報告

■報告イメージ ※様式は任意

被害確認日	市町村名	地区	企業名、業種等	被害額 (円)	備考	写真等
R●. ●. ●	●●市	●●地区	●● (株)	約 25,000,000	・業務用車両が浸水 ・設備が浸水	
R▲. ▲. ▲	▲▲町	▲▲地区	小売業	1,500,000	・商品棚浸水により、 商品が汚損	
R■. ■. ■	■■村	■■地区	不明 (調査中)	不明 (調査中)	・建物が大きく損壊	

【激甚調査】

- ・国が「激甚災害指定」の必要性を判断するための調査
- ・災害復旧時における、事業者支援につながる重要な調査

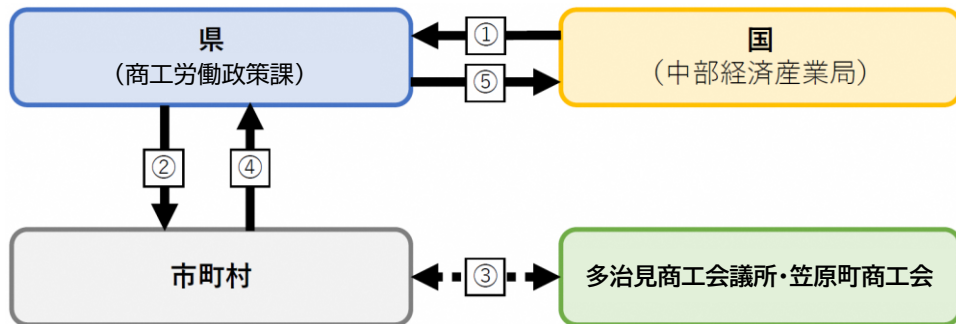


	発災からの目安	対応事項
①	発災 3 日目	・国から県に対し、激甚調査の実施を依頼
②	発災 3 日目	・県から市町村に対し、管内企業への調査を依頼
③	発災 3～5 日目	・市町村は、管内の商工会・商工会議所と連携し、管内企業への調査（聞き取り等）を実施 ※商工会・商工会議所は、必要に応じて各連合会へ調査結果を情報共有
④	発災 3～5 日目	・市町村は、調査結果を様式（被害状況報告票）により県へ報告
⑤	発災 5～7 日目	・県は、市町村からの報告をとりまとめ、国へ報告

※中小企業庁の通達に基づき、県から国（中部経済産業局）への報告は、概ね1週間以内に行う必要あり

【影響度調査】

- ・個々の被災事業者における保険・共済加入状況、防災・減災対策の状況等、より詳細に被災状況を把握するための調査
- ・調査・報告スキームは、「激甚調査」と同様



	発災からの目安	対応事項
①	発災 7 日目	・国から県に対し、影響度調査の実施を指示
②	発災 7 日目	・県から市町村に対し、管内企業への調査を依頼
③	発災 7～11 日目	・市町村は、管内の商工会・商工会議所と連携し、管内企業への調査（聞き取り等）を実施 ※商工会・商工会議所は、必要に応じて各連合会へ調査結果を情報共有
④	発災 7～11 日目	・市町村は、調査結果を様式（被害状況報告票）により県へ報告
⑤	発災 11～14 日目	・県は、市町村からの報告をとりまとめ、国へ報告

※中小企業庁の通達に基づき、県から国（中部経済産業局）への報告は、概ね2週間以内に行う必要あり

■ 報告様式：所定様式により「激甚調査」「影響度調査」を行う。

による被害状況報告書（第 報）

別紙様式 1

		氏名		住所		電話番号		業種		従業員数		被害額		被害の状況		【影響度調査】		【中小企業庁が指示する場合に限り実施】									
		代表者名		〒												保険金等受取の有無		被災5年間で同等の被害の有無		被災・減災対策の有無		事業継続強化計画の状況		被災者支援センター等の活用状況		その他の中小企業支援策の活用状況	
No.	事業所名	事業所住所	代表者名	業種	従業員数	業種	従業員数	被害額	被害の状況	保険金等受取の有無	被災5年間で同等の被害の有無	被災・減災対策の有無	事業継続強化計画の状況	被災者支援センター等の活用状況	その他の中小企業支援策の活用状況												
01																											
02																											
03																											
04																											
05																											
06																											
07																											
08																											
09																											
10																											

○ポイント

- ・土地、建物、機械設備、商品・原材料・仕掛品等の区分に応じ、被害額等を可能な範囲で記載
- ・事業復旧の状況や、資金繰りの状況（保険会社による調査進捗等）を可能な範囲で記載

※ 業種は、「農業・畜産業・林業業、卸売・小売業、不動産業、運輸・通信業、サービス業、その他」の中から記載すること。
 ※ 被害額は、「被害・製造業、建設業、卸売・小売業、不動産業、運輸・通信業、サービス業、その他」の中から記載すること。
 ※ 被災者には、関係被害（営業損失、キャンセル等）は含めないこと。
 ※ なお、自宅は対象外とし、店舗自宅兼用の場合は、合理的に算出して切り分けること。
 ※ 事業所規模は、業種に応じて「中小企業者」または「小規模企業者」を記載すること。
 ※ 被害の状況には、「土地（㎡・被害額）、建物（㎡・被害額）、機械設備（被害額）、商品・原材料・仕掛品等（被害額）」の区分に応じて記載すること。

【記載例】

No.	事業所名	事業所住所	代表者名	業種	従業員数	業種	従業員数	被害額	被害の状況
01	〇〇製造	〇〇111-11	〇〇〇〇	製造業	30	中小企業者	2,000	機械設備：主要設備の7割と自社工場2年未満(被害額1,000千円) 原材料：未及し被害不詳(被害額1,000千円)	
02	〇〇商店	〇〇222-22	〇〇〇〇	卸売・小売業	5	小規模企業者	8,000	建物：店舗(0㎡)以上建末(被害額1,000千円) 商品：未及し被害不詳(被害額1,000千円)	

激甚調査で使用
影響度調査で使用

4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ①相談窓口の開設方法について、多治見市と相談する（多治見商工会議所・笠原町商工会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ②安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ③地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ④応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ⑤感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ①県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ②被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

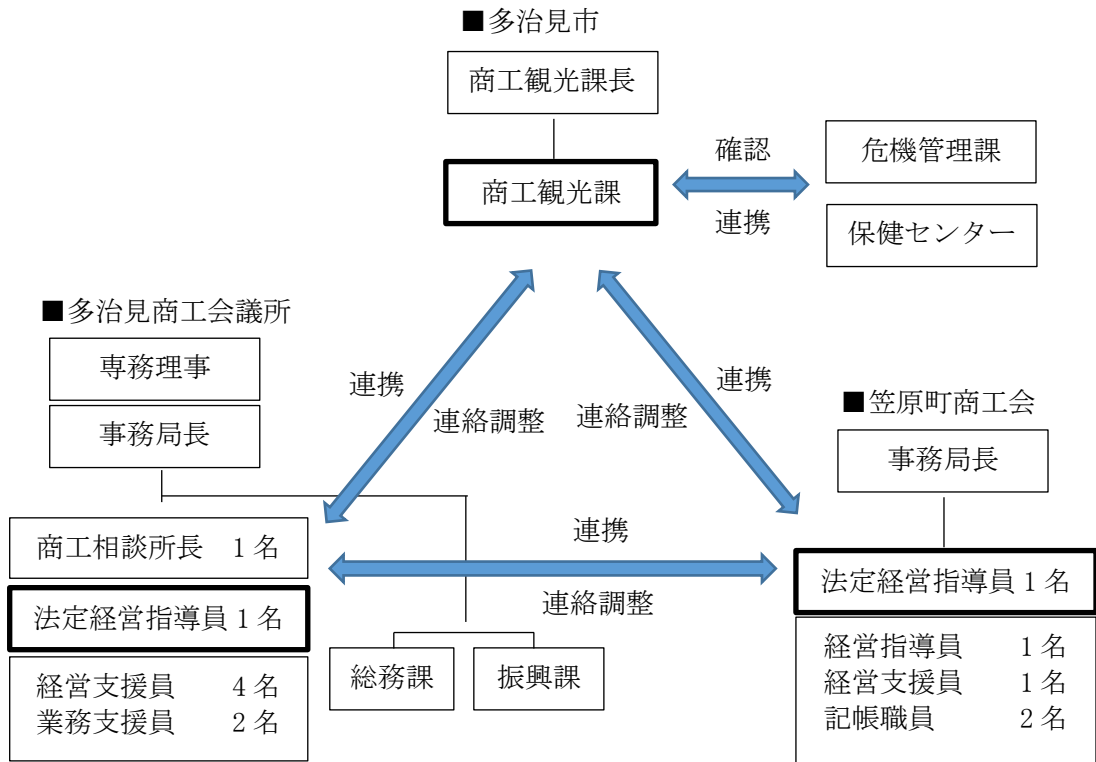
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和7年11月現在)

(1) 実施体制



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

(多治見商工会議所)

経営指導員 佐藤 大介 (連絡先は後述(3)①ア参照)

(笠原町商工会)

経営指導員 曾我 博文 (連絡先は後述(3)①イ参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等)

多治見商工会議所・笠原町商工会の各法定経営指導員を中心として、本計画の具体的な取組や実行を行うものとし、随時、小規模事業者に対する災害リスクの周知をはじめ事業者BCPの策定支援等の進捗状況を管理し、四半期ごとに進捗状況を共有する。

また、他の職員に対し、指導及び助言を行いながら、目標達成に向けた進捗管理、事業の評価・見直しを実施する。

地域経済情報交換会(構成員:多治見市、多治見商工会議所・笠原町商工会)を開催し、事業者BCPの普及啓発および支援計画の連携体制を議題とし、状況確認や改善点等について協議する。(年4回開催のうち、2回議題提出)

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

ア) 商工会議所

多治見商工会議所 商工相談所

〒507-8608 岐阜県多治見市新町1丁目23番地

TEL : 0572-25-5000 / FAX : 0572-22-6100

E-mail : soudan@tajimi.or.jp

イ) 商工会

笠原町商工会

〒507-0901 岐阜県多治見市笠原町2081-1

TEL : 0572-43-3241 / FAX : 0572-43-4420

E-mail : kasasho@ml.gifushoko.or.jp

②関係市町村

多治見市 商工観光課

〒507-8703 岐阜県多治見市日ノ出町2丁目15番地

TEL : 0572-22-1252 / FAX : 0572-25-3400

E-mail : shoukougankou@city.tajimi.lg.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに岐阜県に報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
1. BCP 策定研修会開催費 (講師謝金、旅費、会場借料、 資料印刷費、広告宣伝費)	200	200	200	200	200
2. 個社支援・専門家派遣費 (専門家謝金・旅費)	300	300	300	300	300
3. 普及・啓発費 (ポスター・チラシ印刷費)	200	200	200	200	200
4. 職員勉強会運営費 (専門家謝金、旅費、会場代、 資料印刷費、会議費)	150	150	150	150	150
5. 防災・感染症対策費	150	150	150	150	150

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、多治見市補助金、岐阜県商工会及び商工会議所補助金、自己財源 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
連携者なし
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等